

# 健保ニュース

2024-秋  
No.99  
三菱自動車  
健康保険組合

## 「資格情報のお知らせ」を発行します

令和6年9月現在、当健保加入者（被保険者及び被扶養者）の方に対して「資格情報のお知らせ」を発行いたします。

これは、マイナンバーカードと保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（保険証を利用登録したマイナンバーカード）による医療機関等の受診を基本とした仕組みに移行することに伴い、国からの依頼に基づき、「安心してマイナ保険証を利用いただくこと」および「マイナンバーの紐づけに誤りがないか確認いただくこと」を目的とした通知となりますので、お手元に届きましたら必ずご確認ください。



111-222-33

〒000-0000  
東京都〇〇区△△町1-1-1  
〇〇〇マンション

健保 太郎 様  
#00001 01/01 #0001

〇〇〇〇健康保険組合  
保険者番号: 06130000  
〒999-9999  
東京都●●区●●町0-0-0  
電話番号 03-0000-0000

### 資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	0000	番号	0000000	枝番	00
氏名	健保 太郎				
フリガナ	ケンボ タロウ				
負担割合	3割				
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日				
保険者名	〇〇〇〇健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。  
— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次の通りですのでご確認ください(12桁のうち下4桁のみ表示)。  
万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。

\*\*\*\*\* 6825

### 資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行  
〇〇〇〇健康保険組合  
保険者番号: 06130000

記号 0000 番号 0000000 (枝番) 00  
氏名 健保 太郎  
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です  
↑ここを下に折り曲げはがしてください。  
上のカードをはがしてご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

### ◆配布日時及び方法

令和6年10月上旬（予定）に会社ごとにまとめて発送いたします。

皆様にはお勤めの会社を經由して配布いたしますので、必ずお受け取りください。

（各個人への配布方法およびタイミングは各会社ごとに異なります。）

なお、任意継続加入者の方は、特定記録郵便にて登録住所へ郵送いたします。

### ◆お手元に届きましたら

保険証の資格情報と個人番号（マイナンバー）の下4桁（\*\*\*\*-\*\*\*\*-0000）をご確認いただき、記載内容に誤りがある場合は当健保までご連絡ください。

### ◆お手元に届かない場合

11月になっても「資格情報のお知らせ」が届かない場合、発送状況を確認いたしますので、健保までご連絡ください。

なお、今回の送付対象にならなかった方は12月以降にお送りいたしますので、お待ちください。

お問い合わせ先

三菱自動車健康保険組合 TEL 03-6271-9091

●受付時間 9:00～16:00（祝日を除く）〈昼休み 12:00～13:00〉



# 令和5年度組合収入支出決算

**【収入】** 傘下事業主の経営状況好転を主な要因とした保険料収入の増加、ならびに高額医療交付金の増額を主な要因とした財政調整事業等交付金の増加により、対予算比約3億円の増加となりました。

**【支出】** 保険給付費は増加したものの、納付金が想定より抑えられたことを主な要因として、対予算比約7億円の減少となりました。

**【収支】** 予算想定時から約10億円好転し、予備費を含めて約15億円の黒字となりました。

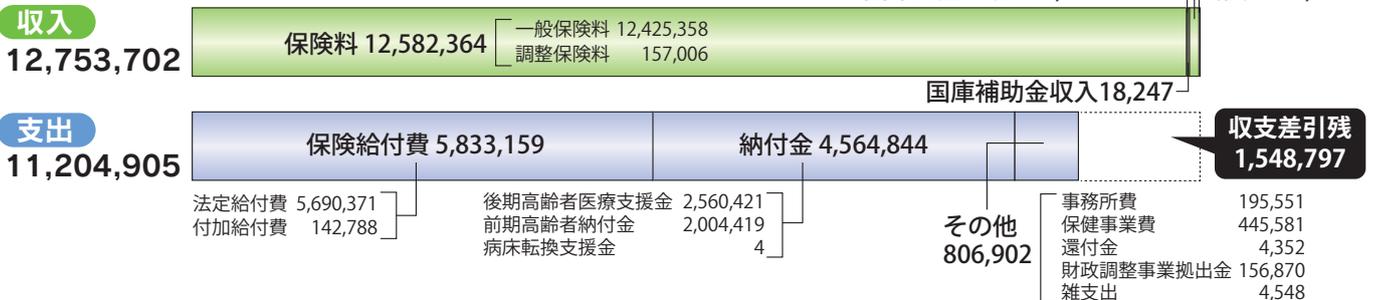
## 令和6年度以降の収支は安定予想も経済動向や医療制度の変化に引き続き注視

令和6年度の収支見通しは、賃上げや一時金水準の維持を主な要因として黒字収支予想となり、保険料率を現行の9.5%に据え置き、傘下事業主の経営環境に変動がないことを前提とすると、今後も安定的な収支が見込まれます。しかしながら、事業主の経営環境に大きな影響

を及ぼす世界情勢や経済動向は未だ不安定であり、また今後新設される「子ども・子育て支援金制度」への対応など予測不能な部分も多いことから、保険料率の適正化については世間動向を注視しつつ慎重に検討したいと考えています。

### ◆令和5年度収入支出決算概要

財政調整事業等交付金 143,800 (単位:千円)  
国庫負担金収入 2,511 雑収入 6,780



### ◆令和5年度組合状況

平均被保険者数	18,029人
平均標準報酬月額	456千円
一般保険料率(合計)	95.00/1000
事業主(会社負担)	56.05/1000
被保険者(個人負担)	38.95/1000

### ◆一般勘定財産保有状況

(単位:千円)

	令和4年度末	令和5年度末
準備金	5,233,857	5,233,857
別途積立金	1,483,476	3,031,554
退職積立金	1,181	2,119
土地・建物等	1,062,746	1,044,573
計	7,781,260	9,312,103

### 令和6年7月12日開催組合会 ～主な議決事項～

- 令和5年度収入支出決算認定  
決算内容が承認されました。

### 第2回

## ウォーキング活動 促進キャンペーン

12月・1月の  
2か月間

240,000歩/月達成者は  
2,500ポイント/月獲得へ!

たくさん歩いて  
ポイントを  
ゲットしよう!

「健康インセンティブ事業」の一層の普及を目的として、12月・1月の2か月間、努力型ポイント＝ウォーキング活

### 12月・R7.1月 240,000歩/月 達成キャンペーン概要

12月	R7.1月
合計 2,500P	合計 2,500P
キャンペーンポイント 1,300P	キャンペーンポイント 1,300P
努力型ポイント 1,200P	努力型ポイント 1,200P

2か月連続  
達成者にはさらに  
1,000P付与!!



※ポイント付与  
12月分⇒2月、1月分⇒3月、ボーナスポイント⇒4月  
を予定しております

動達成者(240,000歩/月)に付与するポイントを従来の1,200ポイント/月に1,300ポイントを付加し2,500ポイント/月とするウォーキング活動促進キャンペーンを開催します。

さらに今回は、12月・1月の2か月連続達成された方にプラス1,000ポイントを付与いたしますので、最大6,000ポイント/2か月を獲得できることになり、キャンペーン期間終了後直ちにポイント利用が可能(5,000ポイントで商品カード交換が可能)となる大変お得な内容となっております。

なお、このキャンペーン活動に参加するためには事前に登録が必要になります。

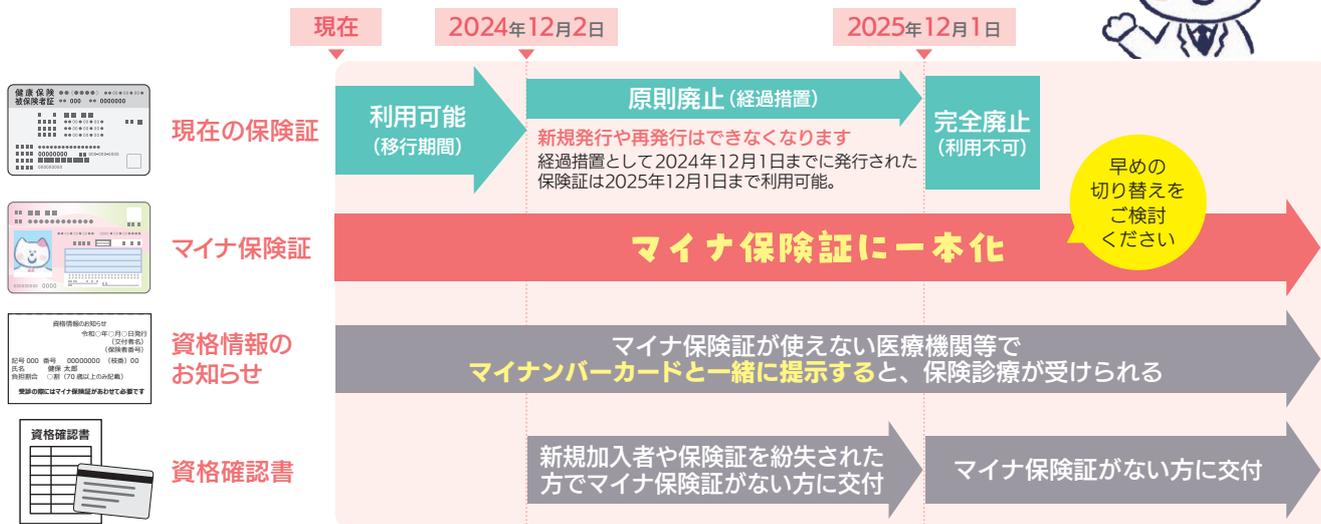
登録方法等詳細については、キャンペーンチラシ裏面に掲載しておりますので、ご参照のうえ、奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

※キャンペーンチラシは健保ホームページをご確認ください。

# マイナ保険証に切り替えを！

現在の保険証は2024年12月に新規発行が終了となります。

## ■ 保険証廃止のスケジュール



### Q 保険証が廃止された後はどうなるの？

A 2024年12月2日以降は保険証の新規発行や再発行はできなくなります。保険証を紛失したり、苗字の変更による再発行、ご家族を被扶養者として届け出たときにも保険証は発行されません。ただし、お手元の保険証は1年間の猶予期間があり、2025年12月1日まで使用可能です。



### Q 今後は病院には何でかかればいいのか？

A 次の4つの方法で保険診療を受けることができます。

#### 1 マイナ保険証

過去の診療情報に基づく的確な医療を受けられます。



#### 2 お手元の保険証

2025年12月1日までは使用可能です。



#### 3 マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」※

マイナ保険証が利用できない医療機関等でセットで提示することで保険診療が受けられます。



※「資格情報のお知らせ」は、マイナポータル上の資格情報画面の提示でもOKです。

#### 4 資格確認書

2024年12月2日以降、新規に加入された方、保険証の紛失や氏名変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。



## ジェネリック(後発医薬品)差額通知方法を変更します

従来、該当される方を対象に郵送で通知させていただいておりましたが、郵送費用や紙資料の削減を目的としてWEB上での配布に変更いたしました。

対象となる方にはメールでご連絡いたしますので、メールが配信されましたらMY HEALTH WEBにログイン頂き差額の内容についてご確認ください。

また、ジェネリック差額通知は現在使用されている先発医薬品(従来からある医薬品)から同じ効果のある後発医

薬品(ジェネリック)へ変更した際に、薬価(1単位あたりの価格)の差額を計算してお知らせしているものです。後発医薬品に変更することにより、皆さんの窓口負担額が軽減されることに加えて、健保から調剤薬局等に支払う医療費が減額され、支出が抑えられることにより、結果的に皆さんにお支払いいただく健康保険料の抑制につながりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 糖尿病重症化予防事業の参加者を募集します

当健保では「フリースタイルリブレ（常時型皮下グルコース測定器）」を使用した糖尿病重症化予防事業を行っております。健康診断や人間ドックの検診結果でHbA1c（糖尿病リスク）の数値が6.0以上と判定された方を対象として募集いたします。

フリースタイルリブレを使用して、常時血糖値（皮下グルコース値）を計測し、あわせて食事内容を専用アプリから登録いただくと、管理栄養士からHbA1cの数値を下げるためのヒントをもらうことができます。また、食事や運動を頑張っているのに数値が下がらない等のご相談も可能です。

数値が高めにもかかわらず、まだ医療機関に受診されていない方は、生活習慣を見直す良い機会となりますので、お申し込み下さい。

- 募集期間……R6年11月11日～12月10日
- 事業実施期間……R7年1月6日～2月2日
- 参加費用……5,000円

うち2週間  
(測定器を装着する期間)

なお、事業終了後下記の条件をクリアされた方には参加費用と同額を補助します。

- 【補助条件】①フリースタイルリブレを2週間連続装着  
②専用アプリから食事内容の登録10回以上

- 申し込み方法……マイヘルスウェブにて

※参加費用の補助を受けるためにはフリースタイルリブレの装着期間を終了した後別途申請が必要となります。（申請がない場合は補助金は支給いたしません）

## 【直営保養所】宿泊料金改定のお知らせ

この度、直営保養所（飛騨高山荘・京都加茂川荘）の添い寝に係る利用料金を令和6年8月1日宿泊分より改定いたしました。

- 対象者：未就学児
- 改定日：令和6年8月1日
- 変更内容：◆改定前（R6年7月31日宿泊分まで） 500円  
◆改定後（R6年8月1日宿泊分から） 6,000円  
（一泊朝食の場合 7,000円）

※詳細は保養所利用案内をご覧ください

## 女性の健康・子育てに関するセミナーの動画配信を行っています

健康保険組合連合会東京連合会が主催する「女性の健康セミナー」を動画にて配信しております。

当健保の加入者であれば、どなたでも閲覧可能となっておりますので、お時間のある際に視聴してください。

女性の健康・子育てに関する内容が順次公開されておりますので、ご確認ください。

なお、男性加入者でも閲覧可能です。子育てに関するセミナーも開催されております。



## 小児科・産婦人科オンラインを開設しました

当健保では子育て期における心配事や女性特有の疾患を中心とした相談窓口事業を実施しています。

女性加入者はもとより子育てをされているご家族も利用可能です。

相談は主にメールやLINE（LINE電話を含む）などWEBを中心とした方法で24時間対応が可能となっております。

事前に登録が必要となりますので、健保ホームページをご確認のうえご利用ください。



こんな症状があるけど、病院を受診したほうがいいのか…  
などアドバイスを聞きたいときに、専属の医師や看護師・助産師が24時間対応してくれます。  
相談費用は無料です。



## インフルエンザ予防接種費用補助を行います

昨年に引き続きインフルエンザ予防接種費用補助を行います。新型コロナウイルス感染症の新規株の流行もあり、同時感染のリスクも多くなります。

できるだけ多くの方にインフルエンザ予防接種を受けていただき、リスク回避をしていただきますようお願いいたします。

- 補助対象期間……令和6年10月1日～12月31日に接種したものと
- 申請期間……令和6年10月1日～令和7年1月31日
- 補助額……接種回数に関係なく1人につき3,000円

## 扶養資格審査 年に1回の実施は医療保険者の義務事項です

～審査にご協力いただきありがとうございます～

当健保では毎年19歳以上の被扶養者を対象に扶養資格審査を実施しています。

本審査では、対象者の年間収入額などをチェックし、扶養資格の継続可否を審査しております。

本来扶養資格のない方を認定し続けることは、不必要な支出を招くことになり、ひいては皆様より納付いただく保険料が増大し、結果



的に当健保の財政に影響する可能性があります。ご家族の扶養状況が変わった方は取消し手続きをお忘れなくお願いいたします。

なお、9月2日の回答締切り時点で未回答となっている方が281名いらっしゃいます。

引き続き、未回答の方におかれましてはご対応のほど何卒よろしくお願い申し上げます。